

### 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局

法制文書課

### 定期第512号 令和4年10月25日発行

目 次

【告示】

615 特定調達契約について一般競争入札により 管財課

落札者を決定した件

6 1 6 同

6 1 7 土地改良事業計画の変更を適当と決定した 農山漁村振興課

件

618 道路の区域を変更する件 道路整備課

6 1 9 同

【公安委員会告示】

番 号 担当課名

13 警備員指導教育責任者講習の実施期日等を

公表する件

徳島県告示第六百十五号

十二号) 第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したの徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成八年徳島県規則第二 三百七十二号) 第十二条の規定により次のとおり公示する。 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第

令和四年十月二十五日

徳島県知事 飯泉 嘉門

落札に係る物品等の名称及び数量

電子線マイクロアナライザー 一式

| 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

四落札者の氏名及び住所

令和四年八月十九日

株式会社日進機械

香川県高松市一宮町七四四番地一

五 落札金額

八千九百九十八万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和四年六月二十四日

徳島県告示第六百十六号

十二号) 第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したの徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成八年徳島県規則第二 三百七十二号) 第十二条の規定により次のとおり公示する。 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第

令和四年十月二十五日

徳島県知事 飯泉 嘉門

| 落札に係る物品等の名称及び数量

金属3Dプリンタ 一式

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

落札者の氏名及び住所令和四年八月十九日

四

徳島市北田宮一丁目八番七四号四国大陽日酸株式会社

五 落札金額

三千七百九十三万九千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和四年六月二十四日

## 徳島県告示第六百十七号

第八条第六項の規定により次のとおり公告し、 第一項の規定に基づき適当と決定したので、 請のあった土地改良事業計画の変更については、 しを縦覧に供する。 ;のあった土地改良事業計画の変更については、同条第九項において準用する同法第八条土地改良法 ( 昭和二十四年法律第百九十五号 ) 第四十八条第一項の規定により認可の申 同法第四十八条第九項において準用する同法 変更後の土地改良事業計画書及び定款の写

令和四年十月二十五日

徳島県知事 飯泉 嘉門

一 申請人

阿南東部土地改良区

一地区名

阿南東部地区

三 縦覧期間

令和四年十月二十八日から

令和四年十一月二十九日まで

四 縦覧場所

阿南市役所

# 徳島県告示第六百十八号

次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を

令和四年十月二十五日二週間一般の縦覧に供する。その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、 令和四年十月二十五日から

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

### 道路の種類 県道

F					
· 八		新	同		
· 八	・四〜   〇・八	旧	小松島市櫛渕町字外開一 ・ 立江町字中ノ坪	阿南小松島	2 8
員	敷 地 の 幅	の 新 別 旧	区間	路線名	番 整 理

徳島県告示第六百十九号

次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を

二週間一般の縦覧に供する。 その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和四年十月二十五日から

令和四年十月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉

門

### 道路の種類 県道

	2 9	番 整号 理
	徳島 環 状	路線名
	五番五地先まで板野郡北島町鯛浜字原四番一地先から番一地先から	X
	浜字原四	間
新	田	の 新 別 旧
	九・〇~   七・〇	敷地の幅員
	九六八・七	(メートル) 長

### 徳島県公安委員会告示第13号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に 規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施するので 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国 家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第2条の規定により公示する。

令和4年10月25日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

- 1 講習に係る警備業務の区分,講習の種別,実施期日及び定員
- (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)

(2) 講習の種別

次に掲げる種別の講習を実施する。

- ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条 第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」 という。)(以下「指導教育責任者資格者証等」と総称する。)の交付を受けてい ない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)
- イ 1 号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習(以下「追加取得講習」という。)
- (3) 実施期日

ア 新規取得講習

令和4年11月28日(月)から同月30日(水)まで、12月2日(金)及び同月5日(月)から同月8日(木)までの8日間(11月28日は午前10時から午後4時50分まで、11月29日、同月30日、12月2日、同月5日及び6日は午前9時から午後4時50分まで、同月7日は午前9時から午後3時50分までとし、同月8日は午前9時から修了考査を実施する。)

なお、受付は、11月28日の午前9時から午前9時20分まで、オリエンテーションは、同日午前9時20分から午前9時50分までとする。

イ 追加取得講習

令和4年12月2日(金)及び同月5日(月)から同月8日(木)までの5日間(同月2日は午後2時から午後4時50分まで,同月5日及び同月6日は午前9時から午後4時50分まで,同月7日は午前9時から午後3時50分までとし,同月8日は午前9時から修了考査を実施する。)

なお、受付は、12月2日の午後1時30分から午後1時50分までとする。

(4) 定員

新規取得講習及び追加取得講習を合わせて30人

2 場所

徳島県立工業技術センター

(徳島市雑賀町西開11番地の2 電話088-669-4711)

- 3 受講対象者
- (1) 新規取得講習

受講の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「 2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該 合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和6 1年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規 定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。
  - )に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る 。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した 後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者
- (2) 追加取得講習

受講の申込みを行う日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当する者

- 4 講習の受講申込手続
- (1) 電話による予約
  - ア 専用電話による予約
    - (ア) 講習を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課 許可事務指導室に設置した予約専用電話(090-9555-1123)に電話 をし、講習の予約を行うこと。
    - (イ) 電話による予約(以下「電話予約」という。)は、次に掲げる講習の種別ごと に定めた期間の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。 )の間に行うこと。
      - a 新規取得講習

令和4年10月31日(月)から11月2日(水)まで及び同月4日(金)

b 追加取得講習

令和4年11月1日(火),同月2日(水)及び同月4日(金)

イ 予約番号の付与

電話予約を行う者が3に掲げる受講対象者の要件を満たすときは、予約番号を付与する。

### ウ 留意事項

- (ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。
- (イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。
- (ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締

め切る。

- (エ) 講習を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。
- (2) 受講申込書等の提出

### ア 提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した者(以下「講習申込者」という。)のみが行うことができる。

### イ 提出書類

- (ア) 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する受講申込書をいう。以下同じ。
  - )1通に受講対象者に該当することを疎明する書面1通を添付すること。 なお、受講申込書には、必ず写真(提出日前6か月以内に撮影した無帽・無背 景の顔写真(縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル)で、その裏面 に氏名を記載したもの)1枚を貼り付けること。
- (4) 受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。
  - a 新規取得講習
  - (a) 3の(1)のアに該当する者

最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業務従事証明書(警備業法施行細則(平成18年徳島県公安委員会規則第15号)第6条第1項に規定する警備業務従事証明書をいう。以下同じ。)及び履歴書

- (b) 3の(1)のイに該当する者 1級検定に係る合格証明書の写し
- (c) 3の(1)のウに該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後, 継続して1年以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事 証明書

(d) 3の(1)のエに該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し

(e) 3の(1)のオに該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び当該検定に合格した後,継続して1年 以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

b 追加取得講習

1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し及び3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを疎明するaの(a)から(e)までのいずれかの書面

(ウ) (イ)のaに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に 廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについて やむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、3の(1)のア、ウ 又は才に該当することを誓約する誓約書及び履歴書をもって当該警備業務従事証 明書に代えて提出することができる。この場合において、3の(1)のアに該当す る者にあっては、履歴書の提出を省略することができる。

### (3) 提出先

受講申込書及びその添付書類(以下「受講申込書等」という。)は、徳島県内の最 寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に講習申込者本人が提出すること。た だし、やむを得ない事情がある場合であって、講習申込者の委任状を持参していると きは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申込みは認めない。

### (4) 提出期限

受講申込書等の提出は、令和4年11月7日(月)から同月11日(金)までの午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)の間に行うこと。

### (5) 講習手数料

受講申込書等を提出する際,講習手数料として,新規取得講習にあっては47,00円を,追加取得講習にあっては23,000円を徳島県収入証紙により納付すること。

なお,納入された講習手数料は,還付しない。

### 5 講習の委託

この講習は、一般社団法人徳島県警備業協会(徳島市昭和町2丁目5番地)に委託して実施する。

### 6 その他

### (1) 講習修了証明書の交付

講習においては、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、その当日中に講習修了証明書を交付する。

なお,講習修了証明書には本籍を記載することとなるため,講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは,これを略さずに,戸籍の記載に従い,丁目,番地,番,大字等を正確に記載すること。

### (2) 持参するもの

講習期間中は、筆記用具、警備員指導教育責任者講習教本を持参すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症感染防止対策

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、講習受講中は、必ずマスクを着用すること。

### (4) 問合せ先

講習の問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係 又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。